

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

『小田原市歴史的風致維持向上計画（第1期）』では、歴史的風致の核となる建造物の保存活用について、歴史的風致形成建造物の指定、歴史的建造物の有効活用の促進と整備、銀座・竹の花^{ぎんざ たけ はな}周辺地区やかまぼこ通り周辺地区の修景整備等によるまち並み環境の向上、職人育成研修等推進事業など、歴史的風致の維持向上に取り組んできた。その結果、小田原城や市内の歴史的建造物の入館者数は計画策定当初より増加している。

本計画では、『小田原市歴史的風致維持向上計画（第1期）』で推進してきた歴史的風致形成建造物等の保存活用を促す事業を実施するとともに、歴史的風致を醸し出すまち並みの環境整備を図る。また、市内における未指定の文化財について現況調査に努めるほか、担い手の育成のための事業の実施を図る。さらに、『小田原市歴史的風致維持向上計画（第1期）』で推進してきたかまぼこ通り周辺地区の歴史まちづくりに加え、板橋・南^{いたばし みなみちょう}町における事業の推進を図る。

本計画における歴史的風致維持向上施設の整備及び管理等は、歴史的風致の核となる建造物の保存活用、歴史的風致の残る街なみの環境整備、歴史・伝統を反映した人々の活動等を支援する事業を通じて実施する。

歴史的風致維持向上施設の整備にあたっては、当該施設やその周辺の歴史的背景を十分に考慮し、周辺景観に配慮した整備を行う。整備した施設は、積極的に公開し活用することで、歴史的風致の維持向上を図る。検討にあたっては、小田原市歴史まちづくり協議会からの意見を踏まえるとともに、周辺環境に応じた整備を図るため景観評価員との協議調整を図り、地域に即した質の高い整備を目指す。また、施設の特性を踏まえ、必要に応じて文化財保護委員会の助言を求め、歴史文化に配慮した整備を図る。

歴史的風致維持向上施設の管理にあたっては、当該施設の所有者や管理者、地域住民、行政関係各課と丁寧な協議調整を図り、一体となって行うものとする。

上記の考え方に基づき、本計画期間内に実施する事業を次頁に示す。

(1) 歴史的風致の核となる建造物の保存活用に関する事業

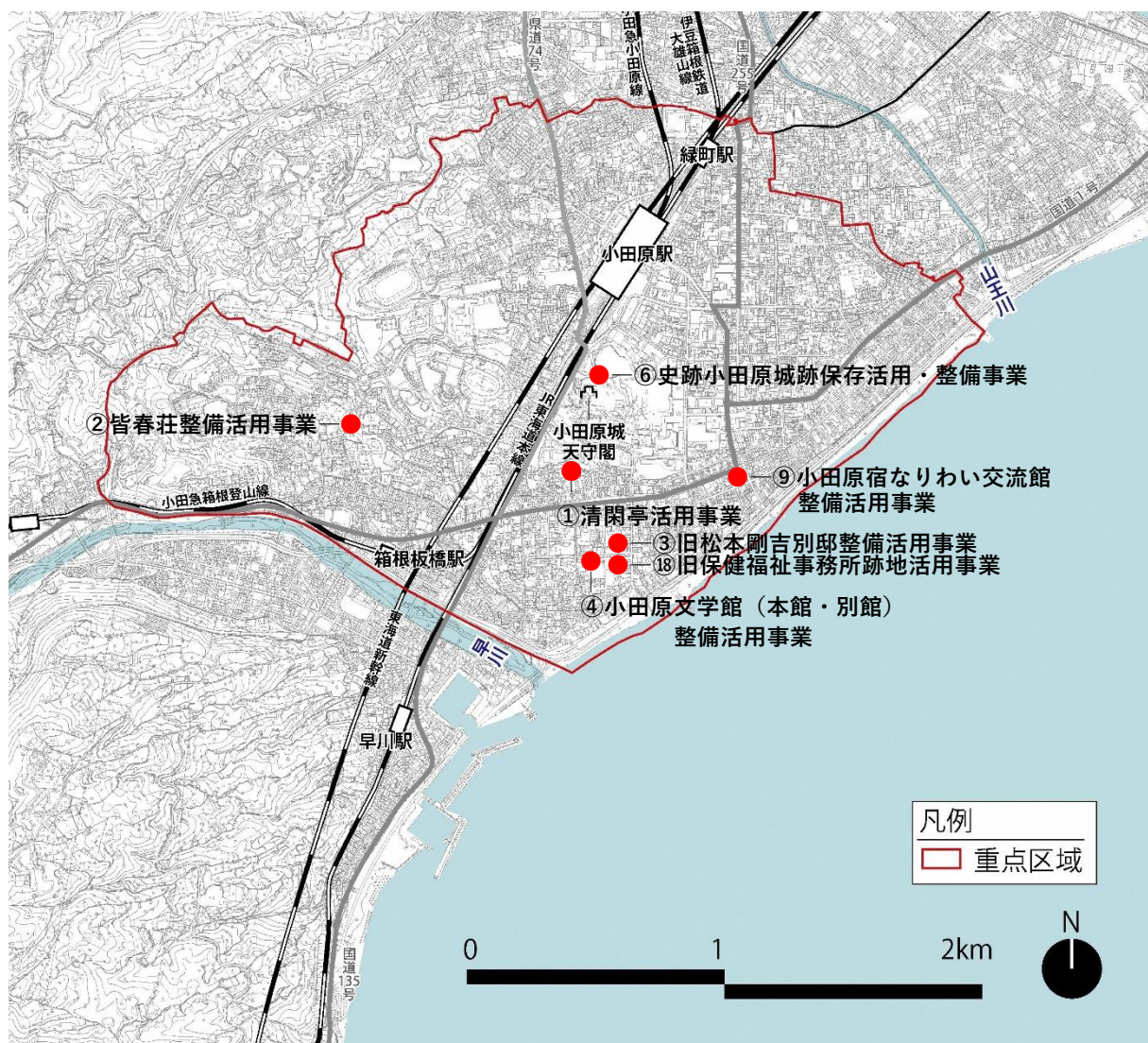
- ① 清閑亭^{せいかんてい}活用事業
- ② 皆春荘^{かいしゅんそう}整備活用事業
- ③ 旧松本剛吉別邸^{きゅうまつもとごうきちべつてい}整備活用事業
- ④ 小田原文学館^{おだわらぶんがくかん}（本館・別館^{ほんかん べつかん}）整備活用事業
- ⑤ 歴史的風致形成建造物整備活用事業
- ⑥ 史跡小田原城^{おだわらじょうあと}跡保存活用・整備事業
- ⑦ 指定文化財等建造物保存・公開事業
- ⑧ 街かど博物館活用事業
- ⑨ 小田原宿なりわい交流館整備活用事業

(2) 歴史的風致の残る街なみの環境整備に関する事業

- ⑩ 景観計画重点区域等における景観形成修景費補助事業
- ⑪ 重点区域における街なみ環境の向上
- ⑬ 旧保健福祉事務所跡地活用事業

(3) 歴史・伝統を反映した人々の活動に関する事業

- ⑫ 文化財の総合的把握・保存活用事業
- ⑬ 伝統行事・民俗芸能等保存継承事業
- ⑭ 観光イベント支援事業
- ⑮ 回遊性向上推進事業
- ⑯ 伝統的工芸品産業産地組合助成・地場産業PR支援事業
- ⑰ 職人育成等推進事業



■重点区域内での事業

- ⑤歴史的風致形成建造物整備活用事業
- ⑩景観計画重点区域等における景観形成修景費補助事業
- ⑪重点区域における街なみ環境の向上
- ⑭観光イベント支援事業
- ⑮回遊性向上推進事業
- ⑯伝統的工芸品産業産地組合助成・地場産業PR支援事業
- ⑰職人育成等推進事業

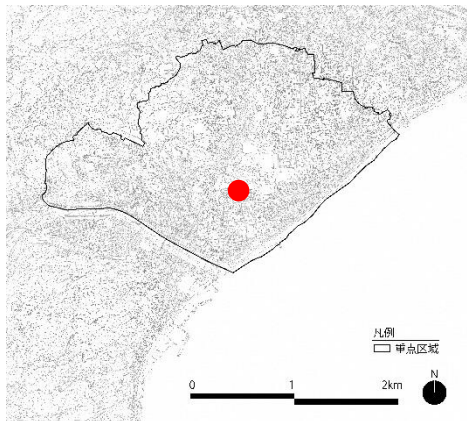
■市内全域での事業

- ⑦指定文化財等建造物保存・公開事業
- ⑧街かど博物館活用事業
- ⑫文化財の総合的把握・保存活用事業
- ⑬伝統行事・民俗芸能等保存継承事業

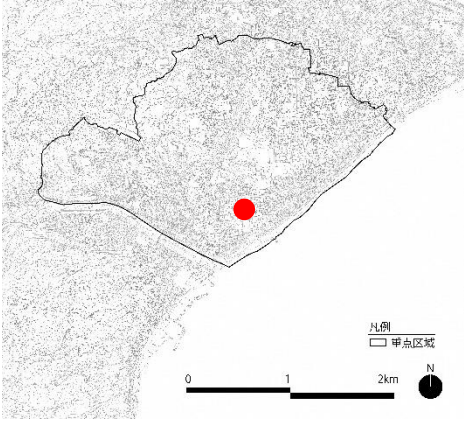
6-1 事業の位置

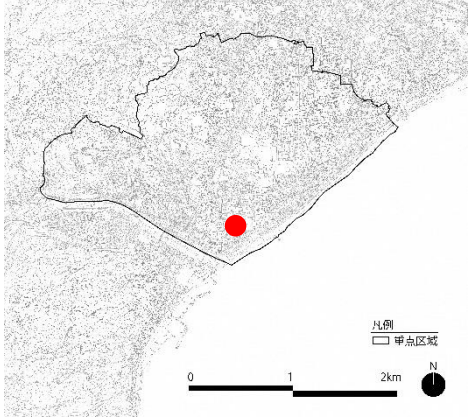
2 事業

(1) 歴史的風致の核となる建造物の保存活用に関する事業

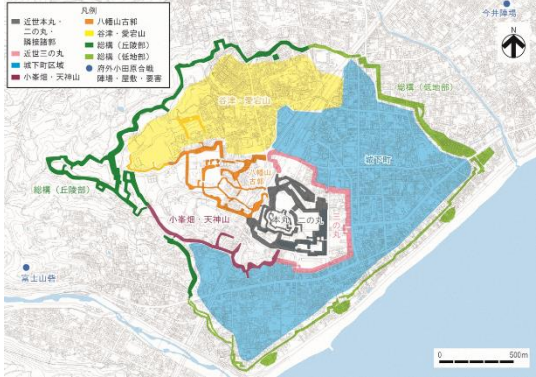
事業名	①清閑亭活用事業
事業主体	小田原市、民間
事業手法	市単独事業
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	南町一丁目 
事業概要	清閑亭を、歴史・文化と自然に恵まれた小田原の豊かな暮らしを体感できる施設として、民間事業者等と連携し、魅力的な活用を進める。  清閑亭
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	清閑亭を、官民連携で利活用を進めることにより、多くの市民や観光客に周知が図られ、近代の別邸に触れる機会が増加することから、板橋と南町の別邸文化に由来する営みにみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	②皆春荘整備活用事業
事業主体	小田原市、民間
事業手法	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）（令和3～8年度） 市単独事業
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	板橋
事業概要	皆春荘を、小田原の別邸文化を伝える施設として保全するとともに、板橋散策のレストスペースとして、魅力向上のための整備を進める。また、市民や観光客が別邸文化に触れることのできる環境を整えるため、民間団体等と連携した利活用を推進する。 皆春荘
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	皆春荘の保全及び利活用を進め、レストスペースとして整備することで皆春荘の魅力が高まり、多くの市民や観光客が来訪し、板橋界隈の回遊性が高まることが期待されることから、板橋と南町の別邸文化に由来する営みにみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	③旧松本剛吉別邸整備活用事業	
事業主体	小田原市、民間	
事業手法	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）（令和３～８年度） 市単独事業	
事業期間	令和３年度～令和１２年度	
事業位置	南町二丁目	
事業概要	旧松本剛吉別邸を、小田原の別邸文化を伝える施設として保全するとともに、観光交流拠点として、魅力向上のための整備を進める。また、現存する茶室等を活用し、市民や観光客が別邸文化に触れることのできる環境を整えるため、民間団体等と連携した利活用を推進する。	 旧松本剛吉別邸（茶室：雨香亭）
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	旧松本剛吉別邸の保全及び利活用を進め、観光交流拠点として整備することで、旧松本剛吉別邸の魅力が高まり、小田原城周辺からかまぼこ通り周辺、板橋、早川などの回遊性が高まることが期待されることから、板橋と南町の別邸文化に由来する営みにみる歴史的風致の維持向上に寄与する。	

事業名	④小田原文学館（本館・別館）整備活用事業	
事業主体	小田原市	
事業手法	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）（令和４～８年度） 市単独事業	
事業期間	令和３年度～令和１２年度	
事業位置	南町二丁目	
事業概要	小田原文学館に付随する庭園の修景整備等を行うことにより建造物と一体的に歴史的風致形成建造物としての魅力を高める。	 小田原文学館本館
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	小田原文学館本館の洋風庭園と別館の和風庭園の修景整備等を行うことにより、建造物と一体的に市民や観光客が近代別邸に触れることができる環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、板橋と南町の別邸文化に由来する営みにみる歴史的風致の維持向上に寄与する。	

事業名	⑤歴史的風致形成建造物整備活用事業
事業主体	小田原市
事業手法	社会資本整備総合交付金事業(街なみ環境整備事業)(令和3～8年度) 市単独事業
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	重点区域内
事業概要	歴史的風致形成建造物の指定の方針に基づき、歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定し、建造物の修理及び復原に対する費用を助成する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致形成建造物への指定、修理及び復原に対する助成を行うことにより、歴史的建造物の整備と活用が促され、良好な市街地環境の形成が期待できることから、重点区域における歴史的風致の維持向上に寄与する。

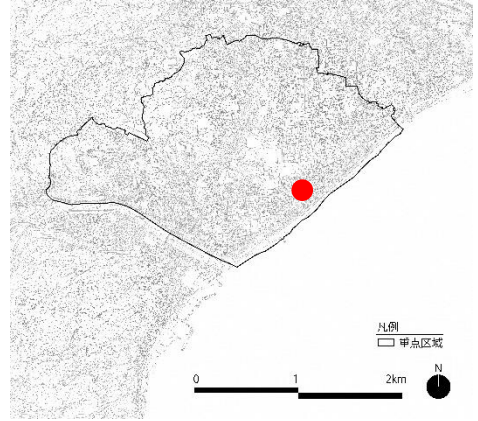
事業名	⑥史跡小田原城跡保存活用・整備事業
事業主体	小田原市
事業手法	御用米曲輪整備事業：史跡等保存整備費補助金、市町村事業推進交付金 史跡用地取得事業：史跡等購入費補助金、市町村事業推進交付金
事業期間	令和３年度～令和１２年度
事業位置	史跡小田原城跡 
事業概要	史跡小田原城跡を確実に保存し、未来に伝えるための基本方針として令和３年（2021）策定の『史跡小田原城跡保存活用計画』に基づき、小田原城址公園を中心とする本丸・二の丸や八幡山古郭・総構等の保存・活用・整備を図る。 御用米曲輪の土塁の復元や蔵跡の平面表示、平場部分への遊歩道設置等の整備が終了した部分から順次一般公開を行う。 史跡指定地内の地権者からの申し出の機会を捉え、史跡用地の買い取りを進め、順次活用と整備を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	史跡小田原城跡は、本市の歴史・文化・伝統を継承するシンボルである。土塁の復元等の整備を行い、以前の姿へと戻った御用米曲輪を公開することや、小田原城を中心に八幡山古郭・総構へ回遊する史跡散策を通じて、多くの市民や来訪者が小田原城や本市の歴史を体感し、より深く理解できることから、小田原旧城下町と祭礼にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	⑦指定文化財等建造物保存・公開事業
事業主体	小田原市、民間
事業手法	市単独事業
事業期間	令和３年度～令和１２年度
事業位置	市内全域
事業概要	県及び市の指定文化財建造物の所有者に対し管理奨励金を支出するとともに、修繕が必要な場合に補助し、修繕の指導及び助言をすることで、保存と管理の支援を図る。 県及び市の指定文化財の建造物や国の登録有形文化財、小田原ゆかりの優れた建造物などの見学会や観覧会を NPO 法人等との連携を図りながら実施する。 また、防犯カメラの設置等防犯設備の整備等を促し、所有者の防犯に対する意識向上を図る。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	所有者への管理奨励金や修繕の補助を通して、指定文化財等建造物の適切な保存及び管理ができるため、全ての歴史的風致の維持向上に寄与する。 また、指定文化財等建造物の見学会や観覧会により、個々の建造物の文化財としての価値の周知だけでなく、重点区域を中心とした回遊性向上を図る中で歴史的風致の魅力を発信でき、歴史的風致を大切にする市民等の関心が高まることが期待されることから、主に板橋と南町の別邸文化に由来する営みにみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

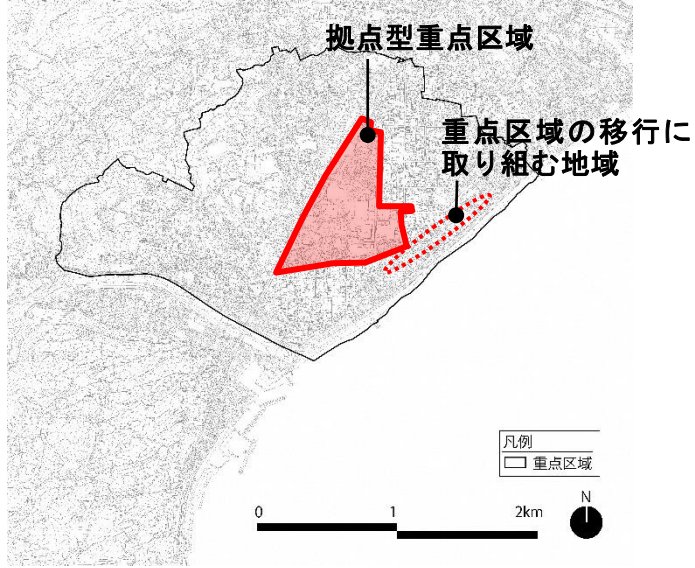


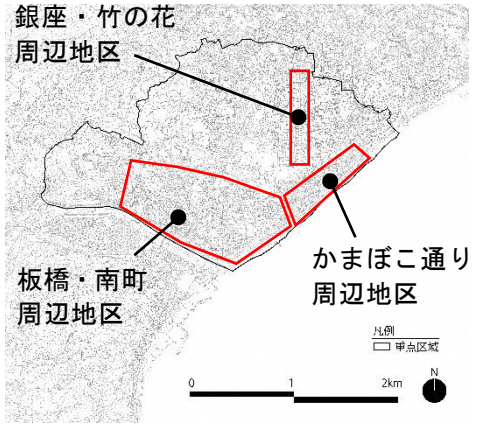
文化財建造物保存・公開事業
(春の見学会の様子)

事業名	⑧街かど博物館活用事業
事業主体	小田原市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	市内全域
事業概要	地域に根差した店舗等を街かど博物館として認定して一般公開するとともに、街の歴史や魅力を知ってもらうことを目的とした体験教室やまち歩きツアーなどの事業を実施する街かど博物館館長連絡協議会の活動を支援する。  まち歩きツアーの様子 (済生堂薬局小西本店)
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	街かど博物館に設置した展示物や店主との会話、ものづくり体験等を通じて、小田原に古くから栄えた産業文化について多くの市民や観光客に周知し、地域の伝統文化継承への意識を高めることで、全ての歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	⑨小田原宿なりわい交流館整備活用事業
事業主体	小田原市
事業手法	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）（令和４～６年度） 市単独事業
事業期間	令和３年度～令和１２年度
事業位置	本町三丁目 
事業概要	昭和７年（１９３２）に建設された旧網問屋を、誰でも立ち寄れる休憩所として、また小田原の地場産業に関する情報発信の場として整備し、市民や観光客へ無料で提供している。官民連携により誘客及び回遊拠点としての機能と魅力を高めるため、耐震補強を含めた再整備を行う。  小田原宿なりわい交流館
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	旧城下町とその周辺で暮らす人々の歴史や伝統に根差した地場産業や生活の一部などを、施設での展示やイベント開催等を通じて情報発信することで、市民や観光客が小田原の歴史と伝統を再認識し、主に旧千度小路周辺と早川の水産業にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

(2) 歴史的風致の残る街なみの環境整備に関する事業

事業名	⑩景観計画重点区域等における景観形成修景費補助事業
事業主体	小田原市
事業手法	社会資本整備総合交付金事業(街なみ環境整備事業)(令和3～8年度) 市単独事業
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	拠点型重点区域及び当該重点区域の移行に取り組む地域 
事業概要	景観計画における3つの拠点型重点区域(小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区、国道1号本町・南町地区)又は当該区域への移行に取り組む地域(かまぼこ通り地区等)において、景観形成の方針に基づく景観修景に対する助成等を行うことで、潤いとやすらぎのある景観や歴史的資源を活用した落ち着いた風格がある景観の形成を促進させる。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重点区域内に位置し、旧城下町や旧街道筋を含む景観計画における3つの拠点型重点区域や当該重点区域への移行に取り組む地域等において、歴史的、文化的なまち並み景観の形成を促進することで、重点区域における歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	①重点区域における街なみ環境の向上
事業主体	小田原市、民間
事業手法	都市構造再編集集中支援事業（令和３年度～５年度） 市単独事業
事業期間	令和３年度～令和１２年度
事業位置	かまぼこ通り周辺地区、銀座・竹の花周辺地区、板橋・南町周辺地区 
事業概要	かまぼこ通り周辺地区、銀座・竹の花周辺地区、板橋・南町周辺地区においては、歴史まちづくりの機運が高まってきていることから、地区住民等とともに『小田原市景観計画』や『歴史的建造物利活用エリアコーディネートプラン』を踏まえ、ハード及びソフト事業を展開していき、地区の街なみ環境の向上に取り組む。  かまぼこ通り
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	当該地区において、地区住民等とともに『小田原市景観計画』や『歴史的建造物利活用エリアコーディネートプラン』を踏まえた街なみ環境の向上に資する取組を推進することで、良好な市街地環境の形成が期待できることから、重点区域における歴史的風致の維持向上に寄与する。

(3) 歴史・伝統を反映した人々の活動に関する事業

事業名	⑫文化財の総合的把握・保存活用事業
事業主体	小田原市、民間
事業手法	市単独事業
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	市内全域
事業概要	指定文化財には至らないものの、地域にとって宝ともいえる文化財について、官民で協力しながら総合的に把握する仕組みを構築するとともに、必要な資料調査を実施する。また、これを踏まえつつ、『小田原市文化財保存活用地域計画』の策定に取り組む。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	文化財を総合的に把握する仕組みを構築することで、文化財の効果的な保存と活用を図ることができる。また、市民も参加しての仕組みとすることで、調査に関わる市民が小田原の歴史や文化への認識を深める機会となる。加えて、それら新たに価値づけされた文化財を活用するばかりでなく、保存活用に携わる団体や個人を育成していくことで、全市において市民とともに質の高い歴史まちづくりが展開されることとなるため、全ての歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	⑬伝統行事・民俗芸能等保存継承事業
事業主体	小田原市、民間
事業手法	市単独事業
事業期間	令和３年度～令和１２年度
事業位置	市内全域
事業概要	本市を特徴づける神社の祭礼等伝統的な行事の認知度を高める情報発信に努めるほか、必要に応じて学識経験者等の指導や助言を得ながら、神輿や山車の現況調査を進め、祭礼を支える用具類の維持を支援していく手立てを検討する。 市内各地で継承されている小田原囃子の無形の民俗文化財としての価値を明らかにし、市の文化財指定に向けての研究を進める。 民俗芸能の保存活動団体に対し、活動の周知や後継者育成のための発表会など普及啓発や保存の取組を支援する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致を構成している祭礼など伝統的な行事や民俗芸能は、次世代の担い手不足や、祭礼を支える用具類の老朽化が懸念されていることから、保存活動団体の担い手育成や普及啓発などの取組を支援することで、全ての歴史的風致の維持向上に寄与する。



後継者育成発表会の様子
(相模人形芝居（下中座）)

事業名	⑭観光イベント支援事業
事業主体	小田原市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和３年度～令和１２年度
事業位置	市内全域
事業概要	本市最大の観光イベントである小田原北條五代祭りや小田原ちょうちんまつりなどの観光イベントを主催する（一社）小田原市観光協会を支援し、安定したイベント開催の実現を図る。 観光イベントでは、コンテンツの一つとして神輿の渡御や小田原囃子などの伝統的な活動が披露される。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	観光イベントを通じて、多くの市民、来訪者に対して、神輿の渡御や小田原囃子などの伝統的な活動の魅力が伝わり、継承への意識が高まることで、小田原旧城下町と祭礼にみる歴史的風致をはじめとする歴史的風致の維持向上に寄与する。



小田原北條五代祭り

事業名	⑮回遊性向上推進事業
事業主体	小田原市
事業手法	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）（令和３～８年度） 市単独事業
事業期間	令和３年度～令和１２年度
事業位置	重点区域内
事業概要	歴史的建造物などへの案内板等の整備により、市民や来訪者の回遊性を高める。 あわせて、歴史的建造物等の情報、史実等のストーリーや回遊ルート等を紹介する散策マップを作成する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	案内板等の整備及び散策マップの作成により、歴史的風致を巡るネットワークが形成される。これにより、回遊性が向上し、多くの市民や来訪者が歴史的風致に触れる機会が増え、小田原固有の歴史を継承する意識の醸成が期待できることから、重点区域における歴史的風致の維持向上に寄与する。



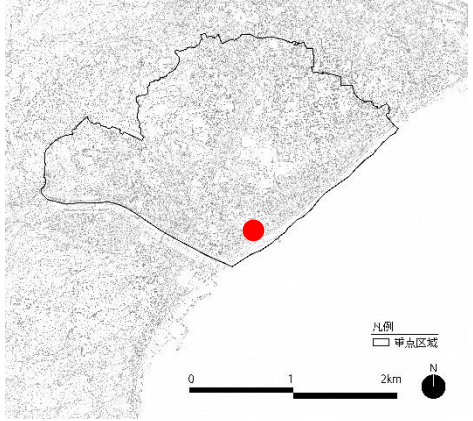
案内板

事業名	⑩伝統的工芸品産業産地組合助成・地場産業PR支援事業
事業主体	小田原市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置	市内全域
事業概要	伝統的工芸品産業産地組合助成事業では、小田原箱根伝統寄木協同組合が行う後継者・従事者研修事業及び需要開拓事業に対して助成を行う。 また、地場産業PR支援事業では、小田原・箱根地域の木製品産業における技術の向上及び販路開拓、情報発信を目的に、実行委員会が隔年で開催するイベントである小田原・箱根「木・技・匠」の祭典等に対し補助を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	木工業に係る伝統的な技術の継承を促すことで新たな担い手の確保及び育成や、イベント等を通じた情報発信により、伝統的産業に対する市民の意識の醸成が期待されることから、早川周辺の木工業にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。



小田原・箱根「木・技・匠」の祭典

事業名	⑰職人育成等推進事業
事業主体	小田原市・民間
事業手法	都市構造再編集中支援事業（令和３年度～５年度） 市単独事業
事業期間	令和３年度～令和１２年度
事業位置	重点区域内
事業概要	NP0 団体や歴史的建造物の所有者等と連携し、歴史的建造物の保全やまち並み環境の形成を図るとともに、伝統工法に通じた職人の育成を促進する。  腰壁の木質化修復実習の様子
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	伝統工法を継承する職人を育成し、その事業を周知することで、さらなる職人の育成に繋がるとともに、歴史的建造物の保全やまち並みの形成が図られることから、重点区域における歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	⑱旧保健福祉事務所跡地活用事業	
事業主体	小田原市	
事業手法	市単独事業	
事業期間	令和３年度～令和１２年度	
事業位置	南町二丁目	
事業概要	旧保健福祉事務所跡地に多目的広場と駐車場（小田原文学館及び旧松本剛吉別邸）を整備する。 将来的に西海子小路周辺の歴史的風致の魅力を高める歴史、文化等の情報発信や回遊性の向上に寄与する施設を整備する。	 旧保健福祉事務所跡地
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	旧保健福祉事務所跡地に多目的広場と駐車場を整備することにより、西海子小路周辺の歴史的風致形成建造物を訪れる観光客等の利便性を高めるとともに、周辺地域の回遊性の向上が図られ、板橋と南町の別邸文化に由来する営みにみる歴史的風致の維持向上に寄与する。	

